



五年度現在)で、普及していない地域では主に浄化槽が使われている。同センターはこの認定制度を通じ浄化槽の設置者に維持管理の徹底を促

優良な合併浄化槽  
県が今月から認証  
全国初、制度スタート

県環境管理技術センターは、汚水処理施設の合併浄化槽について、優良な施設を認証する全国でも初めての制度「みず再生施設認定制度」を四月からスタートさせた。

合併浄化槽は、家庭や事業所などで排出された汚水を、発生源のすぐ近くで微生物処理によって浄化し、河川に流すシステム。県内の公共下水道普及率は62・4%(二〇〇

し、水質環境の保全に欠かせない考え。認定を受けた浄化槽には、直径九センチの認定証シールを張り出すことができる。

認定には、浄化槽法で定められた検査、清掃基準や独自の厳しい水質基準を三年連続でクリアすることが必要。その上で、浄化槽の中でも故障しやすい「バック装置」といわれる送風システムについて、停止警報器の設置が義務付けられる。生活排水の処理を行わない単独浄化槽は認定制度の対象外。(坪井千隼)